

# 石川県公報

平成 28 年 3 月 24 日 (木曜日)

号 外

(第 18 号)

## 目 次

<p><b>人事委員会</b></p> <p>○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則</p> <p style="text-align: right;">1</p>	<p>○平成二十七年勧告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則</p> <p style="text-align: right;">3</p>
---	---

## 人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十四日

石 川 県 人 事 委 員 会

### 石川県人事委員会規則第一号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則

(一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第七十一条第一号中「百分の百五十」を「百分の百七十」に、「百分の百九十」を「百分の二百十」に改め、同条第二号中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の九十」を「百分の百」に改める。

別表第八ハの表中

38	39	40	41	41	42	42	43	43	44	を	37	38	38	39	39	40	40	41	42
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----

43 に改め、別表第八ホの表中

30	30	31	31	32	32	33	33	34	34	35	35	36	を	29	30	30
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	----	----	----

30 31 31 31 32 32 32 33 34 35 に改め、別表第八トの表中

62	62	62	62	62	62	62	63	63
----	----	----	----	----	----	----	----	----

63 63 63 63 64 64 64 を

61	62	62	62	62	62	62	62	63	63	63	63	63	63
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

に改める。

別表第十一中備考以外の部分を次のように改める。

別表第12 (第53条の6関係)

初 任 給 調 整 手 当 額 表

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種		
1 年 未 満	円 413,300	円 367,600	円 307,800	円 250,400	円 184,100	円 50,500	円 30,300
1 年 以 上 2 年 未 満	円 413,300	円 367,600	円 307,800	円 250,400	円 184,100	円 50,500	円 30,300

2年以上3年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	30,300
3年以上4年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	30,300
4年以上5年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	30,300
5年以上6年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	28,300
6年以上7年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	48,700	26,300
7年以上8年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	46,900	24,200
8年以上9年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	45,100	22,200
9年以上10年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	43,300	20,200
10年以上11年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	41,500	17,200
11年以上12年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	39,700	14,100
12年以上13年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	37,900	11,100
13年以上14年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	36,100	8,100
14年以上15年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	34,700	5,100
15年以上16年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	33,300	
16年以上17年未満	408,900	363,600	304,500	247,800	182,500	31,900	
17年以上18年未満	404,500	359,600	301,200	245,200	180,900	30,500	
18年以上19年未満	400,100	355,600	297,900	242,600	179,300	29,100	
19年以上20年未満	395,700	351,600	294,600	240,000	177,700	27,700	
20年以上21年未満	391,300	347,600	291,300	237,400	176,100	26,300	
21年以上22年未満	371,900	330,700	277,500	225,400	166,900	25,700	
22年以上23年未満	352,100	313,500	263,500	213,500	157,100	25,100	
23年以上24年未満	332,800	296,800	250,000	201,500	148,000	24,100	
24年以上25年未満	313,400	279,900	236,100	189,700	138,300	23,500	
25年以上26年未満	293,900	263,000	222,400	177,900	129,100	22,900	
26年以上27年未満	271,200	242,200	204,800	163,500	118,100	22,300	
27年以上28年未満	249,000	221,800	187,700	149,200	107,700	21,700	
28年以上29年未満	226,600	201,400	170,400	134,900	97,400	20,900	
29年以上30年未満	203,800	180,600	152,800	120,600	86,400	20,600	
30年以上31年未満	179,000	158,700	134,800	105,600	75,800	20,200	
31年以上32年未満	154,100	136,800	116,500	90,800	64,700	19,600	
32年以上33年未満	129,500	115,100	98,600	75,600	54,300	18,700	
33年以上34年未満	91,400	83,200	72,600	56,500	40,100	17,800	
34年以上35年未満	56,100	53,400	48,300	38,100	26,900	17,100	

(一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則(平成二十七年石川県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の表百分の十八の項中「百分の十八」を「百分の二十」に改め、同表百分の十五の項中「百分の十五」を「百分の十六」に改め、同表百分の十三の項中「百分の十三」を「百分の十五」に改める。

附則第三項中「百分の十五」を「百分の十六」に改める。

附則第五項中「二万六千円」を「三万円」に改める。

附則第六項を削る。

附則第七項中「附則第九項」を「附則第八項」に改め、同項を附則第六項とする。

附則中第八項を第七項とし、第九項を第八項とし、第十項を第九項とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定(一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(以下「給与規則」という。)第七十一条の改正規

定を除く。)による改正後の給与規則の規定及び第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

- 3 第一条の規定による改正後の給与規則(以下「改正後の給与規則」という。)第七十一条の規定は、平成二十七年十二月一日から適用する。

(経過措置)

- 4 平成二十七年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の給与規則の規定による号給が第一条の規定による改正前の給与規則(以下「改正前の給与規則」という。)の規定による号給に達しない職員、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の給与規則の規定にかかわらず、改正前の給与規則の規定による号給とするものとする。

- 5 この規則の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

平成二十七年勸告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十四日

石川 県 人 事 委 員 会

## 石川県人事委員会規則第三号

平成二十七年勸告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則

(定義)

第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 経過措置額支給特定職員 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十六年石川県条例第四十四号。以下「平成二十六年改正条例」という。)附則第八項に規定する特定職員であり、かつ、平成二十七年四月一日前に五十五歳に達した者であつて、同項から平成二十六年改正条例附則第十項までの規定による給料を支給されるものをいう。
- 二 施行日 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十八年石川県条例第一号。以下「平成二十七年勸告改正条例」という。)の施行の日をいう。
- 三 給与条例 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十号)をいう。
- 四 改正後の給与条例 平成二十七年勸告改正条例第一条の規定による改正後の給与条例をいう。
- 五 改正前の給与条例 平成二十七年勸告改正条例第一条の規定による改正前の給与条例をいう。
- 六 給与規則 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号)をいう。

(経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例)

第二条 経過措置額支給特定職員に対する平成二十七年四月一日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この規則の規定(第四条の規定を除く。)の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定(平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定を含む。次条において同じ。)により支給されるべき額(第三号及び第四号にあつては、それぞれ当該各号に掲げる手当の支給されるべき額の合計額)が、改正前の給与条例の規定(平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定を含む。以下この条及び次条において同じ。)により支給されるべき額(第三号及び第四号にあつては、それぞれ当該各号に掲げる手当の支給されるべき額の合計額)に達しない場合は、改正前の給与条例の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- 一 給料(人事委員会の定める場合におけるものに限る。)
- 二 地域手当(次号又は第四号に該当するものを除く。)
- 三 給与規則第五十七条の七の規定の適用がある場合における地域手当及び特勤勤務手当
- 四 給与規則第五十七条の十二の規定の適用がある場合における地域手当及びへき地手当
- 五 給与条例附則第二十五項第三号に掲げる特殊勤務手当
- 六 給与条例附則第二十五項第四号に掲げる特殊勤務手当

- 七 特地勤務手当(第三号に該当するものを除く。)
- 八 特地勤務手当に準ずる手当
- 九 へき地手当(第四号に該当するものを除く。)
- 十 へき地手当に準ずる手当
- 十一 期末手当
- 十二 勤勉手当
- 十三 定時制通信教育手当
- 十四 産業教育手当

第三条 経過措置額支給特定職員(人事委員会の定める職員を除く。)に対する平成二十七年四月一日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る給与条例第十二条その他の条例の規定による給与の減額(人事委員会の定めるものに限る。第五条第二項において「第十二条等減額」という。)に当たっては、この規則の規定(次条の規定を除く。)の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

(平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料の特例)

第四条 平成二十七年四月一日から施行日の前日までの間において平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料に関する規則(平成二十七年石川県人事委員会規則第九号)第三条第一項第二号に掲げる場合に該当した職員に対する平成二十六年改正条例附則第九項又は第十項の規定による給料については、同規則第三条又は第四条の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところによる。

第五条 平成二十七年四月一日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第二十五項第一号に定める額に相当する額を減じた額と平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料の額との合計額(給与条例第十二条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては同項の規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に一円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。)が、改正前の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第二十五項第一号に定める額に相当する額を減じた額と平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料の額との合計額(給与条例第十二条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては同項の規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に一円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。)に達しないときにおける平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料に関する規則第五条の規定の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。

2 前項の規定は、経過措置額支給特定職員に対して支給される第二条各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する第十二条等減額の額の算定の基礎となる場合における平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料については、適用しない。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、平成二十七年勤告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。